

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）の一部改正の新旧対照表

○令和4年個人情報保護委員会告示第1号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
[略]	[同左]
<b>【凡例】</b>	<b>【凡例】</b>
[略]	[同左]
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（ <u>令和7年6月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（ <u>令和7年4月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。
1～7 [略]	1～7 [同左]
8 行政機関等匿名加工情報の提供等	8 行政機関等匿名加工情報の提供等
[略]	[同左]
8-1 [略]	8-1 [同左]
8-2 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集	8-2 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集
[略]	[同左]
(1) [略]	(1) [同左]

## (2) 提案の募集及び提案

行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第 111 条）。

提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第 112 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第 3 項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。

また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第 118 条第 1 項）。この場合においては、法第 112 条第 2 項及び第 3 項並びに第 113 条から第 115 条までの規定について、法第 118 条第 2 項に規定する読替えを行った上で準用される（同項）。

なお、次のいずれかに該当する者は、法第 112 条第 1 項の提案をすることができない（法第 113 条）。

①～③ [略]

④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者（同条第 4 号）

⑤～⑥ [略]

また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができ

## (2) 提案の募集及び提案

行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第 111 条）。

提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第 112 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第 3 項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。

また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第 118 条第 1 項）。この場合においては、法第 112 条第 2 項及び第 3 項並びに第 113 条から第 115 条までの規定について、法第 118 条第 2 項に規定する読替えを行った上で準用される（同項）。

なお、次のいずれかに該当する者は、法第 112 条第 1 項の提案をすることができない（法第 113 条）。

①～③ [同左]

④ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者（同条第 4 号）

⑤～⑥ [同左]

また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができ

<p>るよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第 127 条）。</p> <p>情報の提供等については、9-2（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>8-3 [略]</p> <p>9～11 [略]</p>	<p>るよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第 127 条）。</p> <p>情報の提供等については、9-2（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。</p> <p>(3)～(5) [同左]</p> <p>8-3 [同左]</p> <p>9～11 [同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	